

### 請願・陳情等の審査

#### 総務文教常任委員会

公立学校教員に1年単位の变形労働時間制を適用しないことを求める意見書の提出を求める請願書

#### 請願者

和歌山県教職員組合  
日高地方支部  
支部長 吉田 収  
紹介議員 原 孝文

#### 委員会の意見

公立学校教員に1年単位の变形労働時間制を適用する条例は、既に国が制定している法案であり、また文科省は指針が法律に格上げされて、今以上に重く遵守が求められる。

県がこの条例を制定しても、導入については自治体の判断

に委ねられる。

委員の中には「労働環境の改善を図るための抜本的な改革は、様々な条件整備により、子ども達にきちんと教育できる環境を整えることが先決である」との意見もありましたが、大方の意見は「働き方改革の一環として行うものであり、この制度を導入するかどうかは、教育委員会に委ねられており、運用の是非を今後判断すれば良いと考えるので、制定することは特に問題がないと考える」との意見であった。

以上のことから、採決の結果、本請願は賛成少数で「不採択」とすることに決定した。

本会議においても、賛成少数で「不採択」とした。

## 県立高等学校再編整備計画に関する意見書

和歌山県教育委員会は、本年8月の「きのくに教育審議会」の答申を受け、本年末までに県立高等学校再編整備の実施プログラム案を作成し、本年度末には策定・公表するとしていました。

いうまでもなく、高等学校は子ども達の人格の形成と成長を促し、社会人としての資質を養ううえで大切な学びの場です。また地域にとっても振興と活性化のうえで重要な役割を担っています。

そんな中で、この度の再編整備計画は規模が大きく、子ども達や地域に大きな影響を与えるものでありながら、現時点では地域の理解や合意形成に向けた議論が積み上がっている状況には、達していません。

よって、貴委員会におかれては、実施プログラムの策定について、子ども達や教育関係者、地域住民の意見に真摯に耳を傾けていただくとともに、地域にとっての高等学校教育のあり方について、十分な協議の時間を確保していただけるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月17日

和歌山県日高郡日高川町議会

(提出先)

和歌山県教育委員会教育長



今年の干支は「辛丑（かのとうし）」、年男として暦が再び巡ってくるまで無事であったことについて、今日まで縁を結んできた全ての人々、環境に感謝せすにはいられない。

「暦」を発明した人類はすごい。その代表的な「二十四節気」

は若干ずれを覚えるものの、季節の表現として随分と慣れ親しんでおり、やはりまだ寒さが厳しい立春の候は、「暦の上では」と言い得て妙である。その立春であるが、今年は「4日」ではなく、2月3日。

これは124年ぶりのことだぞうだ。とはいえ、毎年、毎年、繰り返されてきた日常が一番大切である。

干支の由来を借りれば、今年はずくりではあるが、確実に前進する年だぞうだ。

つらいことがあっても、大きな希望が芽生える年であってほしいと願わずにはいられない。

一日も早く日常に戻って来ますように。

(山本 啓司)